

○輪島市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例

(平成 18 年 2 月 1 日条例第 178 号)

改正 平成 20 年 9 月 18 日条例第 36 号 平成 25 年 6 月 25 日条例第 34 号

令和 3 年 3 月 24 日条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市の区域内(以下「市内」という。)における企業の立地を促進するとともに、産業の振興及び雇用の拡大を図り、もって市の経済の健全な発展及び市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設 別表に定める施設のほか、市の経済の発展に寄与するものとして市長が特に認めたものをいう。

(2) 企業 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する会社であって、かつ、営利の目的をもって事業を営む法人をいう。

(3) 投資額 対象施設の新設又は増設に要する費用であって、次に掲げるものをいう。

ア 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 341 条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得費

イ 市の区域外からの移転費

ウ 電気施設の設置に係る負担金

エ 家屋等の改修費

(4) 新設 市内に対象施設を有しない企業が、市内に新たに対象施設を設置することをいう。

(5) 増設 市内に対象施設を有する企業が、事業を拡大する目的で当該対象施設を拡大し、又は新たに設置すること(事業を拡大するため、対象施設を市内に移転することを含む。)をいう。

(6) 常用雇用者 市内に住所を有する者であって、新設又は増設に係る対象施設において、常時雇用されるもの(雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 4 条第 1 項に規定する被保険者に限る。)をいう。

(助成企業の指定)

第3条 市長は、企業が対象施設を新設し、又は増設しようとする場合において、当該対象施設が第1条の目的の達成に寄与し、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、助成金を交付することができる企業として、対象施設の設置ごとに指定することができる。

- (1) 投資額が2,000万円以上であること。
- (2) 操業開始後における常用雇用者の純増数が2人以上であること。
- (3) 環境の保全に配慮されたものであること。

2 市長は、前項の規定により指定するときは、条件を付することができる。

3 第1項の規定による指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、指定の可否を決定するものとする。

(助成金の交付)

第4条 市長は、前条の規定により指定を受けた企業(以下「指定企業」という。)に対して、投資額の100分の20(石川県の区域外からの本社移転を伴う場合にあっては、100分の25)に相当する額に常用雇用者の純増数1人につき50万円を乗じて得た額を加算した額又は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額のいずれか低い額の範囲内で助成金を交付することができる。

- (1) 常用雇用者の純増数が2人以上5人未満の場合 2,000万円
- (2) 常用雇用者の純増数が5人以上10人未満の場合 5,000万円
- (3) 常用雇用者の純増数が10人以上30人未満の場合 1億円
- (4) 常用雇用者の純増数が30人以上の場合 2億円

(交付の決定等)

第5条 指定企業が助成金の交付を受けようとするときは、操業を開始した日から起算して180日以内に規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を調査し、助成金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

(指定の取消し等)

第6条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第4項の規定による指定若しくは前条第2項の規定による決定又はその両方を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項に規定する指定の要件を欠くに至ったとき。

(2) 第3条第2項に規定する指定の条件に違反したとき。

(3) 前条第1項に規定する申請を行わなかったとき。

(4) 助成金の交付を受けた日から3年を経過する日までに、著しく事業を縮小し、休止し、又は廃止したとき。

(5) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

2 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な範囲において、指定企業に対して事業に関し報告を求め、又は当該職員に当該指定に係る対象施設に立ち入り、関係帳簿等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(輪島市臨空産業団地における土地の減額譲渡)

第8条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要があると認めるときは、輪島市臨空産業団地において対象施設を新設し、又は増設しようとする企業に対し、当該地区内の土地を時価よりも低い価格で譲渡することができる。

(奨励措置)

第9条 市長は、企業の立地を促進するため、企業に対して土地のあっせん等を行うことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の輪島市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例(平成11年輪島市条例第24号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年9月18日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月25日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月24日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の輪島市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定を受けた企業について適用し、同日前に指定を受けた企業については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

対象施設

区分	備考
工場	物を製造し、又は加工するために作業を行う施設をいう。
試験研究施設	自然科学等に関する基礎研究、応用研究又は開発研究を行うものをいう。
物流施設	全国的な広域物流ネットワークの中核的拠点となる施設であって、物資の流通の過程における簡易な加工を行うものをいう。
農林水産物等販売施設	市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造し、加工し、若しくは調理したものを販売することを目的とする施設であって、加工を行うものをいう。
植物工場	施設内で植物の生育環境を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御と生育予測を行うことにより、野菜等の植物の計画生産が可能な施設をいう。
本社機能移転施設	企業の経営を推進するため組織全体の管理統括業務を行うものとして、経営意思決定、経営資源管理、研究開発、国際事業及び情報処理の機能のいずれかを有する施設(工場又は地域を管轄する営業所等を除く。)をいう。
旅館業の施設	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を除く。)の用に供する施設をいう。
観覧施設	歴史、芸術、民族、自然科学等に関する資料を展示する施設をいう。
飲食サービスの施設	統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に規定する食堂、レストラン及び専門料理店をいう。
情報通信業の施設	日本標準産業分類に規定するソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業及び映像情報制作・配給業の用に供する施設をいう。
専門・技術サービスの施設	日本標準産業分類に規定するデザイン業、建築設計業及び機械設計業の用に供する施設をいう。

○輪島市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例施行規則

(平成 18 年 2 月 1 日規則第 148 号)

改正 平成 30 年 4 月 1 日規則第 20 号 平成 31 年 3 月 29 日規則第 27 号

令和 3 年 3 月 31 日規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、輪島市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例(平成 18 年輪島市条例第 178 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第 3 条 条例第 3 条第 3 項の規定による申請は、対象施設を新設し、又は増設するための工事(以下「工事」という。)に着手しようとする日の 30 日前までに、助成対象企業指定申請書(様式第 1 号)により行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

- (1) 対象施設の位置及び配置図
- (2) 商業登記に係る履歴事項全部証明書
- (3) 直近 3 事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- (4) 企業の沿革及び現況を記載した書類

(対象施設の移転等)

第 4 条 市内に既に対象施設を操業していた者が、事業を拡大するため、既存の対象施設を売却して新たに対象施設の設置を行う場合にあつては、新たな対象施設の設置に要する投資額から、既存の対象施設を売却した価格を控除するものとする。

(指定の通知)

第 5 条 市長は、条例第 3 条第 4 項の規定により指定の可否を決定したときは、助成対象企業指定(不指定)決定通知書により当該企業に通知するものとする。

(変更事項の申請)

第6条 指定企業は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく助成対象企業指定変更申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第3条の申請書に記載した操業開始予定日を1年以上遅延するとき。
- (2) 第3条の申請書に記載した投資額の3割を超える増減があるとき。
- (3) その他重大な変更事項が生じたとき。

2 前項の変更申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(地位の承継)

第7条 指定企業の地位は、合併その他特別な理由がある場合に限り承継することができる。

2 指定企業の地位を承継しようとする者は、あらかじめ助成対象企業承継承認申請書(様式第3号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

3 前項の承継承認申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(工事着手の届出)

第8条 指定企業は、工事に着手したときは、遅滞なく工事着手届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(事業開始の届出)

第9条 指定企業は、操業を開始したときは、遅滞なく操業開始届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(事業廃止等の届出)

第10条 指定企業は、対象施設を廃止し、又は休止したときは、遅滞なく対象施設廃止(休止)届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付の申請)

第11条 条例第5条第1項の規定による申請は、助成金交付申請書(様式第7号)により行わなければならない。

2 前項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(助成金の端数処理)

第 12 条 条例第 5 条第 2 項の規定により交付する助成金の額を定める場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとする。

(助成金の交付の決定通知)

第 13 条 市長は、条例第 5 条第 2 項の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、助成金交付(不交付)決定通知書により当該企業に通知するものとする。

(助成金の交付方法)

第 14 条 助成金は、交付を決定した年度にその全部を交付する。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、交付を決定した年度にその 2 分の 1 以内を交付し、翌年度に残余を交付する。

(業務状況の報告)

第 15 条 助成金の交付を受けた企業は、操業を開始した日以後 3 年間、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 435 条の規定による計算書類を作成したときは、市長に提出しなければならない。

(輪島市補助金等交付規則の準用)

第 16 条 条例及びこの規則で定めるもののほか、助成金の交付、決定、返還その他に関しては、輪島市補助金等交付規則(平成 30 年輪島市規則第 19 号)の規定を準用する。

(雑則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の輪島市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例施行規則(平成11年輪島市規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成30年4月1日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第27号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第12号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。